調達ポータル・電子調達システム利用規約

この電子調達システム及び調達ポータル(以下「本システム」という。)を利用して、申請・届出等手続を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記利用規約に同意したものとみなされます。

記

(目的)

第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営する本システムの利用に関し、システムの利用 者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「電子調達システム」とは、国の機関に係る入札・契約等手続をインターネットを 経由して汎用的に受付処理する情報システムをいう。
 - 二 「調達ポータル」とは、国の機関に係る物品・役務の調達業務におけるワンストップサービスの提供、及び調達業務に関する各種情報を公開・提供する情報システムをいう。
 - 三 「システム利用者」とは、本システムを利用して入札・契約等手続を行う者をいう。
 - 四 「調達案件番号」とは、国の機関が本システムの対象となる入札等案件を登録した際に本システムが案件に対して付与する番号をいう。
 - 五 「契約番号」とは、本システムを利用して電子契約を行った際に、本システムが各 契約に対して付与する番号をいう。
 - 六 「履行番号」とは、本システムを利用して受発注及び納品検査を行う際に、納品検 査の単位で本システムが付与する番号をいう。
 - 七 「電子契約書等」とは、本システムを利用して行った契約書・請書、請求書等の電 磁的記録であり、本システムに保管されるものをいう。

(システム利用者の責任)

- 第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づいて本システムを利用し、システム を利用して参加した入札・契約等案件を特定するために利用する次の各号に掲げる情報 を管理するものとし、本システム及び本システムにおいて取り扱う入札・契約手続を所管 する国の行政機関に対し、いかなる責任も負担させないものとする。
 - 一 調達案件番号
 - 二 契約番号
 - 三 履行番号
 - 四 その他、システム利用者が作成又は取得し管理している電子情報
- 2 システム利用者は、本システムに掲載する本システムの利用に関する事項に従うもの

とする。

- 3 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器 (ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む) を自己の負担において準備するものとする。また、本システムを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とする。
- 4 システム利用者は、本システムを用いて適宜自己の行った入札・契約等手続の処理状況 の確認を行うものとし、確認した結果、次の手続が必要な場合は速やかに手続を進めるも のとする。
- 5 システム利用者が、自己の行った入札・契約等手続の処理状況の確認及び後続の手続を 行わなかった結果、システム利用者又は他の第三者が被った損害については、本システム 及び本システムにおいて取り扱う入札・契約案件を所管する国の機関は一切の責任を負 わないものとする。

(入札・契約等手続の委任)

第4条 入札・契約等手続を行うシステム利用者が、本システムにより行う手続の社内委任を行う場合、本システムの委任機能を用いて委任を行うこと。本システムで行う委任行為により、実際の権限についても委任されたものとみなす。

本システムにおいては、第三者に対する委任は行えない。

(著作権・知的所有権)

- 第5条 本システムがシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物 (本利用規約及び本システムに掲載されている操作マニュアル等を含む。以下同じ。) に 関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、特に 明記しない限りデジタル庁に帰属する。
- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、本システムがシステム利用者に提供する 一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとする。
 - 一 本利用規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
 - 二 複製、改変、編集、頒布等の他、リバースエンジニアリングを行わないこと。
 - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、または担保の設定をしないこと。
 - 四 本システムが表示した著作権表示若しくは商標表示について、削除及び変更しないこと。

(利用時間及び利用の停止等)

- 第6条 本システムの利用時間は、原則として 24 時間 365 日とする。
- 2 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事前に本システムに 掲載して、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとする。 ただし、緊急を要する場合には、事前の予告なく本システムの利用の停止、休止又は中

断をすることができるものとする。

- 一 本システムを構成する機器等の保守点検が予定される場合
- 二 天災、事変等の発生により本システムに重大な障害が発生した場合
- 三 その他、デジタル庁において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

(禁止事項・使用制限)

- 第7条 システム利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行って はならない。
 - 一 本システムを入札・契約等手続以外の目的で利用すること。
 - 二本システムに対し、不正にアクセスすること。
 - 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - 四本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - 五 虚偽の入札・契約等を行うこと。
 - 六 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - 七 その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 デジタル庁は、システム利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれ があると認められる場合は、事前に通告することなく、当該システム利用者によるシステ ムの利用を停止又は制限することができる。

(使用可能な文字)

- 第8条 本システムにおいて使用可能な文字は次の各号に掲げる文字とする。ただし、一部 の文字については使用できない項目がある。詳細は利用可能文字に掲載する。
 - 一 ASCII (半角英数記号)
 - 二 JIS X 0201 (半角カタカナ)
 - 三 JIS X 0213 (全角英数記号、全角カタカナ、全角ひらがな、JIS 第一水準文字/第 二水準文字/第三水準文字/第四水準文字)
 - 四 一部の特殊記号

(動作環境条件)

第9条 システム利用者が本システムを利用する際の動作環境条件は、本システムに掲載 する条件に準拠することが望ましい。

(電子契約書の確認)

第10条 システム利用者が本システムにより電子契約書を作成した場合、当該電子契約書の正本は本システムに保管される。当該契約書については、相当の期間、本システム上で閲覧し、署名の検証を行うことができる。

(免責事項)

- 第11条 デジタル庁及び本システムにおいて取り扱う入札・契約等を所管する国の機関は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 2 デジタル庁及び本システムにおいて取り扱う入札・契約等を所管する国の機関は、本システムによるサービス提供の遅延、中断又は停止によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱)

第12条 本システムで取り扱う個人情報は、本システムのプライバシーポリシーにした がって管理するものとする。

(利用規約の改正)

- 第13条 デジタル庁は、必要があると認めるときは、システム利用者への事前の通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができる。
- 2 デジタル庁は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくポータルサイトに掲載し、 公表するものとする。
- 3 本利用規約の公表後に、システム利用者が本システムを利用したときは、システム利用 者は、改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(準拠法及び管轄)

- 第14条 本利用規約には、日本法が適用されるものとする。
- 2 本システムの利用に関連してデジタル庁とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟に ついては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本利用規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、 デジタル庁とシステム利用者が協議の上、円満に解決を図るものとする。

(附則)

本利用規約は、平成26年3月3日から施行する。

(附則)

本利用規約は、令和7年3月3日に一部を改定する。